広島県水道用水供給水道の料金その他の供給条件に関する条例の一部を改正する条例を

平成二十四年三月二十三日

ここに公布する。

広島県知事 湯 﨑 英 彦

## 広島県条例第三十四号

## 広島県水道用水供給水道の料金その他の供給条件に関する条例 の一部を改正

## する条例

例第二十号) 広島県水道用水供給水道の料金その他の供給条件に関する条例 の一部を次のように改正する。 (昭和四十九年広島県条

題名を次のように改める。

広島県水道用水供給水道条例

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、 事並びに当該布設工事の監督者及び水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とす び第二項並びに第十九条第三項の規定に基づき、技術上の監督を行わせる水道の布設工 びに水道法 水道用水供給水道」という。)の料金その他の供給条件及び管理に関して必要な事項並 (昭和三十二年法律第百七十七号。 広島県水道用水供給事業において設ける水道用水供給水道(以下 以下「法」という。 )第十二条第一項及

第二条第一項中「水道事業者」を「者」に改める。

第六条中 「水道用水供給水道の供給条件」 を「この条例の施行」 に改め、 同条を第十八

条とする。

第五条を第十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

(指定管理者による管理)

第十四条 定した法人その他の に関する条例 水道用水供給水道の管理は、 (平成十六年広島県条例第二十八号) 団体 (以下 「指定管理者」という。 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等 の定めるところにより、 に行わせることができる。 管理者が指

- 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
- 一 水質管理に関すること。

水道施設の運転監視に関すること。

- 三 給水の停止及び制限に関すること。
- 四 実使用水量の決定に関すること。

五 水道施設の維持及び修繕に関すること。

六 その他管理者が別に定める業務を行うこと。

者」とする。 「県」とあるのは 第一項の規定により、 第八条第一項及び第二項中 「県及び指定管理者」と、 水道用水供給水道の管理を指定管理者に行わせる場合にお 「管理者」とあるのは 第十条中 「指定管理者」と、 「管理者」とあるのは 同条第三項中 「指定管理 7

(技術者による監督を行わせる水道の布設工事)

第十五条 法第十二条第一項の条例で定める水道の布設工事は、 者が定めるその増設若しくは改造の工事をいう。 水道施設の新設又は管理

(布設工事監督者の資格)

第十六条 法第十二条第二項の条例で定める資格は、 次に掲げるものとする。

- 経験を有する者であること。 を修めて卒業した者であつて、管理者が定める年数以上の水道に関する技術上の実務 学校教育法 高等学校及び中等教育学校その他の学校において管理者が定める課程又は学科目 (昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、 短期大学、 高等専門学
- 管理者が定める年数以上の水道に関する技術上の実務経験を有する者であること。 前号の者が修得した程度と同等以上の知識を習得したと管理者が認める者であつ
- 管理者が前二号に規定する者と同等以上の技能を有する者であると認めた者である

(水道技術管理者の資格)

第十七条 法第十九条第三項の条例で定める資格は、 次に掲げるものとする

- 一前条に掲げる資格を有する者であること。
- 者が定める年数以上の水道に関する技術上の実務経験を有する者であること。 他の学校において管理者が定める課程又は学科目を修めて卒業した者であつて、管理 学校教育法に基づく大学、 短期大学、高等専門学校、 高等学校、中等教育学校その
- 管理者が定める年数以上の水道に関する技術上の実務経験を有する者であること。 前号の者が修得した程度と同等以上の知識を習得したと管理者が認める者であつて、
- 管理者が前各号に規定する者と同等以上の技能を有する者であると認めた者である

第四条を第十二条とする。

第三条第一項中 第二条の次に次の八条を加える。 「前条第二項の規定により承認を受けて」を削 ŋ 同条を第十一条と

(使用水量の変更の申込み及び承認)

第三条 を変更しようとする場合は、 は、 前条第二項の規定による管理者の承認を受けた者(以下 頭の規定により管理者が定めた年間の使用水量及び一日当たりの最大使用水量 管理者の承認を受けなければならない。 「水道事業者」 とい

(利用の廃止)

第四条 の一月前までに、 水道事業者は、 管理者に届け出なければならない。 水道用水供給水道の利用を廃止しようとするときは、 廃止 予定日

給水施設 等必要な処置を行わなければならない。 て設ける給水管、 水道用水供給水道の利用を廃止した水道事業者は、 (水道用水の供給を受けるため、 受水槽及びこれらに附属する給水用具をいう。 水道事業者が、 管理者の指示に従い、 県が設置した送水施設に連結 以下同じ。 速 É の撤去 カュ

(給水施設の設置)

第五条 ように設置しなければならない。 水道事業者は、 給水施設を、 県が設ける送水施設に設置する量水器に連結させる

(工事の承認)

第六条 しようとするときは、 水道事業者は、 給水施設について新設、 あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。 増設、 改良、 維持、 撤去等の 工事を施行

(給水施設の維持管理)

第七条 ない。 直ちに管理者にその旨を通報するとともに、 水道事業者は、 適切に給水施設を管理し、 修繕その他必要な処置を行わなけ 給水施設に異状があると認めるときは れば なら

(給水の原則)

第八条 は、 その他やむを得ない理由による場合を除き、 管理者は、 あらかじめ水道事業者に通知する。 管理者は、 緊急の事由がある場合を除き、 非常災害、 異常渇水又は送水施設の損傷若 給水を停止し、 給水を停止し、 又は制限しないものとする。 又は制限しようとするとき しくは維持改良 工事の施行

3 水道事業者に損害を生じることがあつても、 項に規定する理由により、 給水を停止 Ļ 県はその責任を負わない。 又は 制限した場合に お V) て、 これによ

(適正使用)

第九条 て、 受水方法の改善その他必要な処置を指示することができる。 管理者は、 給水の適正を図るため必要があると認めるときは、 水道事業者に対

(実使用水量の決定)

量値により管理者が決定する。 きは、管理者の認定するところにより決定する。 水道事業者の月の使用水量(以下「実使用水量」という。)は、 ただし、量水器の故障その他やむを得ない理由があると 量水器の示す計

別表中「(第四条関係)」を「(第十二条関係)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行為は、 る条例 る規定によりされた申込み、 この条例の施行前に改正前の広島県水道用水供給水道の料金その他の供給条件に関す (これに基づく規程を含む。) の規定によりされた申込み、届出、 改正後の広島県水道用水供給水道条例(これに基づく規程を含む。)の相当す 届出、 承認その他の行為とみなす。 承認その他の